

平成27年4月1日

平成27年度 学校経営計画

練馬区立石神井中学校

校長 田 中 隆 史

はじめに

本校は、都立石神井公園や区立石神井松の風文化公園に隣接した緑豊かな自然環境の中に位置し、付近に寺社・遺跡・史跡などの文化遺産が点在するなど、恵まれた教育環境にある。また、開校以来68年間に培われた地域やPTAとの強い絆に加えて、親父の会など新たな地域協力者に支えられながら、現在に至っている。さらに、本校には明るく伸びやかで自由闊達な気風が伝統として脈々と受け継がれている。

このような特色を十分に生かしながら、全教職員が一丸となって歴史と伝統を継承していくとともに、生徒・保護者・地域の期待に応える学校づくりに取り組む。

I 本校の教育目標

- 明るく、健康な生徒
- 正しい判断力をもち、主体的に学び行動する生徒
- 豊かな情操をもち、品位ある生徒

II 基本方針

- 1、人権教育 《自他ともに尊重し合える生徒の育成》
 - あいさつや言葉づかいなど言語環境の適正化を図る。
 - 地域の人権啓発活動と連携を図り、人権教育を一層推進する。
- 2、各教科の指導 《基礎・基本の徹底と自ら学ぶ態度の育成》
 - わかりやすい授業の工夫と改善に努める。
 - 評価計画に基づいた適正な評価・評定を行う。
- 3、道徳教育 《思いやる心の育成》
 - 日常生活におけるすべての場面を通して、思いやる心を育てる。
 - 道徳の時間の指導内容や方法を工夫し、その充実に努める。
- 4、生活指導 《自ら考え、判断できる生徒の育成》
 - 基本的生活習慣の定着と規範意識の高揚を図る。
 - 生徒の内面を重視した教育相談の充実に努める。
- 5、進路指導 《自ら進路を選択する能力の育成》
 - 総合的な学習の時間を充実させ、自分らしい生き方を実現しようとする態度を育てる。
 - 3年間を見通した計画的・系統的な進路指導とキャリア教育を推進する。
- 6、特別活動 《自己を生かし、集団に貢献する実践力の育成》
 - 生徒自ら考え、実践し、表現し、自己評価する活動を推進する。
 - 体験的な活動を通して、地域社会の一員としての自覚を高める。

- 7、健康安全指導 **《心と身体の健康づくりに取り組む生徒の育成》**
- 健康や食生活についての指導の充実に努める。
 - 身近な行動から健康や安全に対する意識を高める。
- 8、PTA・地域との連携 **《相互理解と支援体制の確立》**
- 保護者や地域の願いを踏まえた学校経営計画を推進する。
 - 本校の教育活動とその成果を積極的に情報発信する。
- 9、小中一貫教育 **《主体的に学び活動する児童・生徒の育成》**
- 『学びへの意欲を育てる小中一貫教育』をテーマに石神井小・上石神井北小と小中一貫教育研究を推進する。
 - 9年間を見据えた課題改善カリキュラムを作成し、小中学校間の学びの連結を強める。
- 10、研修 **《互いに高め合う研修の推進》**
- 研究授業を計画的に実施し、授業力の向上と授業改善に努める。
 - 服務研修を通して、自分たちの周りから体罰などの服務事故を根絶する。
 - いつでも、どこでも、手軽にできるOJTを充実させ、若手教員の育成に努める。
- 11、その他
- 「学校と家庭の連携推進事業」の指定校として、いじめ、不登校、虐待など生活指導上の課題にかかわる効果的な方策を本校の実情に合わせて検討し実践することで、問題行動の改善に役立てるとともに、生徒や保護者への相談・支援体制を構築する。

III 目指す学校像と生徒像

学校は、生徒にとって居心地の良い安全で快適な生活の場であり、知る喜び、学ぶ喜び、できる喜びで満ち溢れたところでなくてはならない。また、教員にとっても教職を選んだことに喜びを実感できるところであり、保護者にとっても毎日、元気に通学する我が子の後姿に喜びを実感し、安心して送り出せるところでなくてはならない。

そのため、校長・副校長のリーダーシップの下、主幹及び主任教諭を中心とした全教員が創造性と主体性を發揮しながら、次のような学校づくりに努める。

【目指す学校像】

- 1、生徒が通いたくなる学校
- 2、保護者が信頼を寄せる学校
- 3、地域が誇りに思う学校

【目指す生徒像】

- 1、自ら進んで学ぼうとする前向きな生き方のできる生徒
- 2、心温かく、思いやりや謙虚さのある生徒
- 3、自分の良さを生かし、生き生きと活動する生徒

IV 中・長期的な経営目標

- 1、確かな学力の定着と向上を目指す学校

- 2、前向きに生きる力をはぐくむ学校
- 3、生徒が生き生きと安心して活動できる学校
- 4、保護者や地域より信頼され、必要とされる学校

V 本年度の取組目標

- 1、生徒に学ぶ喜びと意欲をもたせ、確かな学力の定着と向上に努める。
- 2、豊かな心をもち、前向きな生き方のできる生徒を育てる。
- 3、生徒の能力や良さを最大限に引き出す教育活動を推進する。
- 4、心身ともに健康で生き生きと活動する生徒を育てる。
- 5、生徒が安心して活動できる学校環境をつくる。
- 6、保護者や地域との連携を深め、協力体制をより強化する。

VI 具体的な取り組みと達成プラン

- 1、生徒に学ぶ喜びと意欲をもたせ、確かな学力の定着と向上に努める。
 - (1) わかりやすい授業づくりに取り組む。
 - ① 互いに授業力を高め合う研究授業、わかりやすい授業を実現させる教材や指導法の開発を校内研修の中に位置づけ、計画的に実施する。
 - ② 7月に実施する生徒の授業評価アンケートや学力調査の結果をもとに、夏季休業終了前までに授業改善プランを作成する。
 - ③ 理数フロンティア校や特別支援学級発表校として研究した内容を検証し、研究主題に迫る授業を展開する。
 - (2) 個に応じた指導を重視し、基礎学力の定着を図る。
 - ① 区の学力向上支援講師や学校生活支援員を活用した複数教員による指導体制を整備し、個に応じたきめ細かな指導を行う。
 - ② 夏季休業中・放課後・定期考査前に補充教室・補習教室・質問教室等を計画的に実施する。
 - ③ 数学の習熟度別授業や英語の少人数授業の指導計画を検討し、次年度の実施につなげる。
 - (3) 学校図書館の整備に努め、言語に関する能力を育成する。
 - ① 学校図書館運営計画を作成し、図書室の整備とともに、学習センターとしての利用を図る。
 - ② 全校で朝の読書活動を推進する。
 - (4) 各教科の指導・評価計画を見直し、より適正な評価・評定を行う。
 - ① 教育課程説明会では、評価・評定の説明や配付資料の工夫に努め、よりわかりやすく説明する。
 - ② より信頼度の高い評価・評定にするための検証作業を学期末ごとに実施する。
 - ③ 適正な評価・評定のあり方について研修を深め、それらを検証作業後の評価・評定に生かす。
 - (5) 3年間を見据えた計画的・系統的な進路指導とキャリア教育を推進する。
 - ① 総合的な学習の時間を通して、様々な分野の職人・芸術家・専門家を講師に招いた

講演会を実施し、生徒に広い視点から自分の進路を考えさせる。

- ② 本校の実態に即した進路資料や進学資料を作成し、それらを有効に活用する。
- ③ 職業調べ、職場訪問、職場体験、上級学校訪問等を計画的に実施し、その内容をまとめ、発表する機会をつくる。

2、豊かな心をもち、前向きな生き方のできる生徒を育てる。

(1) 全教育活動を通して、心を耕す指導を行う。

- ① 道徳の時間に使用する資料の吟味とその活用に努め、授業の充実を図る。
- ② 道徳授業地区公開講座を土曜日に開催し、講師を招いた意見交換会を実施する。
- ③ 道徳の時間との関連を意識しながら、それぞれの特質に応じた教科指導を意図的・計画的に実施する。

(2) 生徒の心を大切にした温かみのある生活指導を推進する。

- ① 複数教員によるきめ細かな指導を行う。
- ② 年3回実施する面談を活用し、生徒の内面を重視した指導を行う。
- ③ 生徒への「声かけ」に心がけ、生徒とのつながりを大切にする。

(3) いじめ・不登校・支援を要する生徒には、組織的かつ的確な対応を行う。

- ① 教育相談委員会を週1回定期的に実施し、不登校生徒の情報集約とともに、その対応を検討し合いながら、不登校生徒の削減に努める。
- ② 全生徒を対象に「いじめに関するアンケート」を毎月実施し、いじめ問題に迅速に対処する。また、「区のいじめ一掃プロジェクト」には全校をあげて取り組む。
- ③ 「学校と家庭の連携推進事業」や主任児童委員との定期的な連絡会を通して、学校と地域が連携して不登校生徒にかかる体制を確立させる。
- ④ 不登校生徒を対象とした「みつがしづ教室」の運営を一層充実させる。

(4) 豊かな心をもつて、生徒の能力や良さを最大限に引き出す教育活動を推進する。

- ① 生活指導部を中心に生徒情報を共有し合い、指導への見通しと手立てをもった生活指導に努める。
- ② その場での「認めない、見逃さない、許さない」指導を徹底する。
- ③ 必要に応じて学校サポートチームを活用し、問題行動には全校体制で対処する。

3、生徒の能力や良さを最大限に引き出す教育活動を推進する。

(1) 「体育祭」や「文化発表会」の内容の工夫とその充実に努める。

- ① 本校の伝統的行事であると互いに実感し合える取組を生徒とともに企画・運営する。
- ② 練馬文化センターで開催する文化発表会（合唱コンクール）の準備を年度当初から計画的に実施する。

(2) 部活動の活性化に努める。

- ① 全教員が部活動の顧問となり、各部の指導にあたる。
- ② PTA の部活動世話人会と連携を図り、保護者による支援体制を強化する。
- ③ 必要に応じて外部指導員を活用する。

(3) 生徒会活動を充実させ、自主性・自律性を身に付けた生徒を育てる。

- ① 役員会や各委員会の指導を重視し、その活動を充実させる。
- ② 生徒会サミットに代表生徒を参加させ、他校との連携を深める。
- ③ I組との交流活動をより充実させる。（交流給食、昼休み交流、七夕交流 等）

- (4) ボランティア活動に参加させ、地域に役立つことに誇りと喜びをもたせる。
- ① 生徒会主催の募金活動や「かたくりの里」等への訪問を計画的に実施する。
 - ② 特別支援学級による「大泉ディサービスセンター」訪問を実施する。
 - ③ 演劇部による「石神井台児童館」や「ふるさと文化館分室」での公演を一般生徒の協力を得ながら実施する。
- 4、心身ともに健康で生き生きと活動する生徒を育てる。
- (1) 心身の調和的な発達を図る健康教育を推進する。
- ① 健康教育を推進する校内体制を整備し、保健主任を中心に実施する。
 - ② 歯磨き、飲酒・喫煙防止、薬物乱用防止等の指導を計画的に実施する。
 - ③ 学校保健委員会の開催や保健だよりの発行を通して、健康教育への理解と協力を求める。
- (2) 健康の保持増進と体力の向上を図る食育を推進する。
- ① 食育を推進する校内体制の整備し、食育推進リーダーを中心に実施する。
 - ② 食物アレルギー対策を組織的に行い、事故の未然防止に努める。
 - ③ 給食試食会や給食だよりの発行を通して、食育への理解と協力を求める。
- 5、生徒が安心して活動できる学校環境をつくる。
- (1) 危機管理体制を見直し、生徒にとって安全で安心な校内体制を整備する。
- ① 災害避難マニュアルに基づいた避難訓練を計画的に実施し、必要に応じてマニュアルを改善する。
 - ② 4月の保護者会で緊急時の連絡方法や引取り方法を説明し、保護者に十分周知する。
(緊急一斉メール連絡網システム、NTTの「災害用ブロードバンド伝言板WEB171」、緊急連絡網)
 - ③ 事故や怪我の対応など、安全に関する研修を年2回実施する。
- (2) 校舎内外の清掃活動と点検活動を推進し、きれいで安全な学習環境をつくる。
- ① 清掃場所での指導と点検に努め、清掃活動を徹底する。
 - ② 校舎内外の安全点検を定期的に実施し、危険箇所の修理・修繕を迅速に行う。
- 6、保護者や地域との連携を深め、協力体制を強化する。
- (1) 町会、育成委員会、親父の会との連携を一層推進する。
- ① PTAや親父の会とともに、8割以上の教員が祭礼パトロールに参加する。
 - ② PTA・親父の会・教員によるスポーツ交流を年2回実施する。
 - ③ 吹奏楽部の「地区祭」参加や演劇部の「絵本の読み聞かせ」活動等、地域と連携した部活動を推進する。
- (2) 保護者や地域への広報活動を積極的に行う。
- ① 年3回の学校公開と年8回の土曜授業を充実させ、本校の教育活動を広く地域に公開する。
 - ② 学校だよりや学年だより等を定期的に発行し、本校の教育活動や生徒の活躍を紹介する。
 - ③ 学校HPへの学校情報のアップと定期的更新に努め、アクセス数を週500件以上にする。
- (3) 地域と連携した教育活動を推進する。

- ① 石神井小・上石神井北小との小中一貫教育研究を推進し、9年間を見据えた課題カリキュラムの作成を通して、学びの連結を強める。
- ② 進路指導の一環として、近隣高校や卒業生による訪問授業や講演会を計画的に実施する。
- ③ 留学生や弁護士を講師に招いた「国際理解学習」や「模擬裁判」を計画的に実施する。

VII いじめ・体罰への組織的な対応

1、いじめに対する対応

- (1) ふれあい月間の期間中に生徒会主催のいじめ撲滅運動を実施する。また、全生徒を「区のいじめ一掃プロジェクト」に参加させ、全校にいじめを許さない雰囲気を醸成する。
- (2) 毎月「いじめに関するアンケート」を実施し、いじめの実態を把握する。また、生活指導部が上記のアンケート結果をまとめ、必要に応じて教育相談委員会等で具体的な対応策を検討する。
- (3) いじめ防止基本方針に基づき、いじめ問題が発生した場合は、迅速に対処する。学校いじめ対策委員会・生活指導部を中心に加害生徒・被害生徒への指導及び両保護者への指導を行う。また、必要に応じてＳＣ・心の相談員の協力を得ながら、継続指導を行う。

2、体罰に対する対応

- (1) 体罰への意識を高める研修を行う。服務研修には必ず「体罰」を取り上げ、生徒指導の在り方を考える機会にする。また、体罰の根絶に向けたミニ研修を職員会議で毎回実施する。
- (2) 体罰調査を「いじめに関するアンケート」と同時に実施し、体罰の実態を把握する。
- (3) 体罰が発覚した場合は、管理職が当事者及び被害生徒から事情を聴き、当事者には適宜指導を行う。必要に応じて区教委に報告する。

VIII その他

1、学校事務に関わる重点項目と主な取り組み

(1) 予算の適正な執行計画、管理、契約等に関する事項

円滑で効率的な学校運営を実現するための予算の策定と正確で効率的な執行に努める。

- ① 配付予算の全容と予算編成の主旨を全教職員に周知する。
- ② 教職員の意向を踏まえた予算編成を適正に行う。
- ③ 計画性とともに、弾力性のある適時適切な執行に努める。
- ④ 諸帳簿の整理、契約業者の選定、物品の納入及び検査を適正に行う。
- ⑤ 現金や郵券、通帳、印鑑などの管理を適正に行う。
- ⑥ チェック機能を確立させ、会計事故の未然防止に努める。

(2) 物品・施設管理に関する事項

物品や施設等の適正な管理と有効利用を推進する。

- ① 物品台帳の整理を促進する。
- ② 備品などの修理を迅速に行う。
- ③ 施設破損などの修理を迅速に行い、安全管理に努める。
- ④ 不要物品、廃棄物品の処理を適正に行う。
- ⑤ 危険物の安全管理を促進する。
- ⑥ 物品、施設管理に関する連絡調整を迅速に行う。

(3) 給与・現金等の扱い・福利厚生に関する事項

給与、諸届、旅費、認定等に関する事務、手続きの適正化に努める。

- ① 給付金などの現金の収受に関する事項を適正に行うとともに、チェック体制を確立する。
- ② 諸届、認定・抹消手続きを適時適切に行う。
- ③ 教職員に必要な情報を提供する。

(4) 庶務、渉外、その他に関する事項

連絡調整を密に行い、迅速かつ的確な処理に努める。

- ① 学校行事等に関わる予算執行を適時適切に行う。
- ② 就学援助に関わる事務処理を適時適切に行う。
- ③ 関係職員や各分掌との連絡調整を適時適正に行う。
- ④ 保護者や外来者への接遇、電話応対を的確に行う。
- ⑤ 将来を見通した業務の改善に積極的に取り組む。
- ⑥ 校長への報告・連絡・相談を確実に行う。

2、学校栄養職員に関わる重点項目と主な取り組み

(1) 栄養管理に関する事項

栄養バランスを十分に考慮し、安全でおいしく変化のある献立を工夫する。

- ① 常に給食に関する評価を把握し、献立内容を工夫する。
- ② 残菜の状況の分析を的確に行う。
- ③ 他校との情報交換を積極的に行う。

(2) 衛生管理に関する事項

安全な給食の提供と衛生的な環境整備に努める。

- ① 新鮮で安全な食材の確保に努める。
- ② 食材に適正な管理、食品衛生の向上、衛生管理の徹底を図る。
- ③ 食品庫などの衛生管理を適切に行う。
- ④ 食材納入業者や委託業者との連絡調整を密に行い、必要に応じて適宜指導を行う。
- ⑤ 日常の点検、検査の徹底を図る。
- ⑥ 保存食の適切な管理に努める。

(3) 食育に関する事項

食に関する興味や関心を高める指導資料の提供と指導助言に努める。

- ① 食育に関する基本計画を作成し、その推進を図る。
- ② 望ましい食習慣に関する指導資料の提供とその指導に努める。
- ③ 献立表や給食だよりの配付を通して、保護者に食に関する啓発を行う。
- ④ 給食試食会などの実施を通して、家庭や地域との連携を図る。

(4) 給食会計の管理、その他に関する事項

給食費の適正な管理、計画的で効率的な執行に努める。

- ① 年間計画に基づく柔軟で適正な予算執行に努める。
- ② 納品書や請求書等の処理、決算報告を適正に行う。
- ③ 委託業者との良好な関係づくりに努める。

3、補足事項

- (1) プロ意識をもって授業の工夫・改善に努める。
- (2) 学習の評価・評定の根拠となる資料を整理し、生徒や保護者の質問に備える。
- (3) 生活指導は一人で抱え込まずに複数で対応する。その際、指導の内容と経過を記録し、管理職に報告する。
- (4) 机上や身の周りの整理に心がけ、重要文書や個人情報等の紛失を防ぐ。
- (5) 敷地内は全面禁煙とし、全教員とも勤務時間中の喫煙は禁止とする。
- (6) 保護者や外来者には自らあいさつするとともに、身なり、応対、言葉づかいには細心の注意を払う。
- (7) 個人情報の管理を徹底するため、個人持ちのＵＳＢメモリーへのデータ保存やデータの持ち出しを全面禁止とする。
- (8) 教員が生徒や保護者とメール交換することを禁止する。
- (9) 服務事故防止に向けたミニ研修を職員会議で毎回実施する。
- (10) 現状維持は退歩、常に課題を明確にし、その改善に努める。